

被災者生活再建支援基金に関する検討結果報告（概要）

平成 22 年 7 月
全国知事会災害対策特別委員会

I 被災者生活再建支援基金の課題

【現状】

- 都道府県の相互扶助の観点から 600 億円を拠出し、制度を創設
 - ・平成 11 年度 300 億円、平成 16 年度 300 億円拠出
 - ・拠出に対する国の財政支援（起債充当率 100%、交付税措置 80%）
- 平成 16 年 3 月法改正（支給対象に居住関係経費を追加、果実運用型→基金取崩型）
- 平成 19 年 11 月法改正（使途制限・年収要件の撤廃等）

【課題】

- 本制度は、基金を取り崩して支援金を支給しており、いずれは基金の減少により制度維持が困難（現在の基金残高 540 億円程度）
- 超大規模災害時における本制度による支援の実現可能性への疑問

検討した課題	内 容 等
1 超大規模災害への対応	基金で対応すべき災害
2 基金への追加拠出方法	追加拠出時期、額等
3 国と地方の負担割合	現行制度（国 5：地方 5）の見直し
4 支援制度の改善等	制度適用条件、長期避難世帯の認定、住家の被害認定調査

II 検討結果

1 超大規模災害への対応

基金負担額 300 億円を超える超大規模災害は、都道府県の相互扶助の範囲を超え、国が対応すべき災害と考えられるため、基金での対応ではなく特別立法等による国の別途の対応を要望する。

- (1) 超大規模災害への対応
 - 災害対策における国と地方の役割の原則を踏まえると、都道府県では対応が困難な災害に対しては国がその責務として主体的に対応すべきものと考えられることから、被災者生活再建支援制度についても、都道府県の相互扶助の範囲を超えると考えられる超大規模災害については、基金による対応ではなく特別立法等により国の役割と責任を明確にし国の負担として対応すべきである。
- (2) 基金で対応すべき災害の範囲
 - 基金への拠出金を負担する都道府県の財政状況は極めて厳しいが、過去の大規模災害の被害や発生状況及び過去に一括して 300 億円を拠出できた経緯から基金負担額 300 億円に相当する災害までは、都道府県の相互扶助の精神により負担し、制度を維持していく必要がある。

〈参考〉

600 億円の基金とした経緯から 600 億円に相当する災害まで対応すべきとの意見や基金で対応すべき災害の範囲をあらかじめ定めるべきではなく、関東大震災、阪神・淡路大震災級の巨大災害時に、その被災実態を踏まえて、国による対応を求めるべきとする意見もあった。

2 基金への追加拋出方法

- 当面、基金残高が300億円になるまで取り崩して支援金の支給を行い、300億円を下回った時点で追加拋出について判断する。
拋出方法については、基金創設の経緯を踏まえ当初の基金規模(600億円)の回復を目指し、300億円を一括拋出することを基本とする。
ただし、300億円を下回った時点での都道府県の財政状況等によっては、他の選択肢もあり得る。
- 拋出する際の都道府県の按分方法は、現行(世帯数割8割、均等割2割)どおりとする。
- 災害に事前に備えるため基金制度を創設した経緯から、基金負担額300億円相当の災害までを基金対応とするのであれば、少なくとも基金残高が300億円を下回った段階で追加拋出し、拋出にあたっては、制度を安定的に維持するため、当初の基金規模である600億円まで基金残高の回復を目指す必要がある。
- 一方で、基金残高が300億円を下回った時点での状況によっては、分割拋出や拋出額の見直し、更には借入も視野に取り崩しを進め拋出時期を遅らせる等の方法もあり得るのではないかという意見や基金残高が540億円程度であることを踏まえると、平成19年の法改正後の制度や基金の運用実態等をもう少し見極める必要があるとの意見もあった。
- 拋出にあたっては、現行と同様の地方財源措置が認められる必要がある。

<参考>

毎年一定額(平年災害の基金負担額程度)を計画的に拋出し、基金残高を概ね300億円、借入による対応が可能となれば概ね150億円に保つことにより制度を維持できるとする意見もあった。

3 国と地方との負担割合

超大規模災害への対応として国に全額負担を求めるなかで、超大規模災害の対応以外に大きな変更がない現行制度を前提とした場合、国に負担割合の見直しを求めることは適当ではない。
なお、今後、国の制度改正により新たな負担(支給額の引き上げ等)が発生する場合には、負担割合の見直しを検討する必要がある。

4 支援制度の改善等

- (1) 制度適用条件
同一災害で被災しても、居住する市町村又は都道府県の全壊世帯数等によっては支援の対象とならないため、被災者間に不均衡が生じている。同一災害における支援の不均衡を是正するため、「現行制度で対象となる自然災害が発生した場合には、すべての被災区域に適用すること」を国に要望する。
- (2) 長期避難世帯の認定
長期間避難している世帯は、他の被災世帯と比べ、より支援を必要としているため、「市町村長等の避難指示・勧告により避難が概ね6月程度以上継続することが見込まれる世帯は、認定時における避難状態の解消の見通しに関わらず、長期避難世帯に認定すること」を国に要望する。
- (3) 住家の被害認定調査
大規模災害発生時に、当該都道府県内のみで適切かつ迅速に被災した住家の被害認定調査を実施することは困難なため、全国的な応援体制等の仕組みづくりが必要であり、具体的な応援体制のあり方等について引き続き検討する。

<参考>

制度適用条件について、災害対策における国、都道府県及び市町村の役割の原則を踏まえると緩和すべきではないとする意見もあった。